**平成２１年（フ）第３２１３号**
横浜市神奈川区西寺尾４丁目７番16―310号
破産者　有限会社福島興業
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第４１０号**
岐阜市戎町１丁目７番地の３
破産者　有限会社ヒラノ
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第１５７号**
岐阜県中津川市千旦林1346番地83、住民票上の住所岐阜県中津川市千旦林1346番地の82
破産者　蜂須賀ルミ子（旧姓大山）
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第１号**
三重県松阪市久保田町213番地の１
破産者　第一自動車工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２１年（フ）第３号**
三重県松阪市大黒田町1521―58　大西悦子方、住民票上の住所三重県松阪市久保田町219番地
破産者　奥田　博朗
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２１年（フ）第６４号**
三重県鳥羽市鳥羽３丁目30番８号
破産者　岩本　勝彦
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２１年（フ）第１４７号**
滋賀県草津市矢橋町1482番地
破産者　湖南農産株式会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３５１号**
大津市逢坂１丁目22番６号
破産者　保木設備技研こと　保木　　明
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２０５２号**
京都市左京区吉田神楽岡町158番地
破産者　株式会社大栄
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２０年（フ）第４３８号**
高知県高岡郡日高村本郷858番地１
破産者　株式会社中裕建設
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１１１号**
高知市井口町30番地１
破産者　三好製紙株式会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第８６３号**
高知市神田147番地１
破産者　株式会社ケーエスジヤパン
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

**平成１９年（フ）第１１２号**
大分県中津市大字相原3381番地
破産者　株式会社積善社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成１９年（フ）第１３５号**
大分県中津市大字相原3246番地の１
破産者　有限会社豊礼自動車
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２０年（フ）第６７１号**
宮崎市青島５丁目13番１号
破産者　有限会社青島技建
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第７８２号**
鹿児島県西之表市西之表7229番地１
破産者　上村喜久男
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第６３８号**
群馬県佐波郡玉村町大字小泉65―１、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字小泉44番地30
破産者　松本　幸雄
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第７０６号**
群馬県伊勢崎市波志江町3734番地
破産者　坂本　幸雄
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第７０７号**
群馬県伊勢崎市波志江町3734番地
破産者　坂本由紀江
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第３９８号**
石川県石川郡野々市町字二日市町518番地の７　ナンバーワンハイツ106号、従前の住所富山県高岡市五福町８番28―203号
破産者　小室　外治
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第６４３号**
石川県白山市部入道町ヌ44番地10、従前の住所石川県白山市鹿島町ぬ48番地５
破産者　守部　綱壽
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所